

## 日本疫学会「疫学の未来を語る若手の会」規約

(名称)

第1条 本会は任意団体として位置づけ、その名称を日本疫学会「疫学の未来を語る若手の会」(以下本会という)とする。

(目的)

第2条 本会は疫学研究の進歩発展と会員相互の交流を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 本会の活動は次の通りとする。

1. 会合「疫学の未来を語る若手の集い」の開催
2. メーリングリスト「疫学の未来を語る若手の会メーリングリスト」を用いた意見交換
3. その他本会の目的達成に必要な活動

(会員)

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、入会した個人であり、参加資格は、「自称若手疫学者で、日本疫学会会員であること」とする。メーリングリストへの登録をもって本会会員とみなす。なお、海外留学中の場合は、日本疫学会会員であることの条件を免除する。ただし、帰国後は入会することを条件とする。

(入会)

第5条 本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書への記入または e-mail によって、本会に申し込むものとする。

(退会)

第6条 本会会員が次の各項のいずれかに該当する場合、退会とし、メーリングリストから削除する。

1. 本人より退会の申し出があったとき
2. 日本疫学会を退会したとき
3. メーリングリストに登録されているアドレスに配信できなくなったとき

(役員)

第7条 本会に次の役員をおく。

1. 世話人 若干名・・・本会の活動を推進する。
2. 世話人代表幹事 若干名・・・世話人の代表として、会の運営を総括する。  
また、本会の会計および金銭の出納管理をおこなう。

(役員任期)

第8条 本会役員任期は次の各項による。

1. 世話人の任期は5か年とする。但し延長および再任をさまたげない。
2. 世話人代表幹事の任期は3か年とする。但し延長および再任をさまたげない。

(会合)

第9条 本会の会合は原則として年1回、日本疫学会学術総会前後に開催する。但し中止、その他の時期の開催をさまたげない。

(会計)

第10条 本会の経費は、毎年、日本疫学会の会務総会の承認を得た上で当学会からの援助金をもってこれにあてる。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日までとする。世話人全員に会計報告をする。

(その他)

第12条 この規約に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は、世話人相互の話し合いによって定める。

付則

この規約は、平成22年4月1日から適用する。